

海老名市 LED 道路照明灯賃貸借に係る公募型プロポーザル提案評価基準

提案の評価方法

(1) 評価基準の適用

本評価基準については、一次審査及び二次審査において適用します。

(2) 評価方法

選考委員は、別記 1 及び別記 2「評価基準表」の「評価の視点」に基づき評価します。

評価の段階の基準は次のとおり。

段階	評価の段階の基準	評価点
A	「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されており、その内容が、実践可能かつ効果的であるなど、特に優れている。	配点×1.0
B	「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されており、その内容が、実践可能かつ効果的であるなど、優れている。	配点×0.8
C	「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されている。	配点×0.6
D	「評価の視点」の内容等に関して、やや不十分である。	配点×0.4
E	「評価の視点」の内容等に関して、不十分である。	0 点

※一次審査・・・別記 1 に基づき評価 【80 点満点】

二次審査・・・別記 1 及び別記 2 に基づき評価 【80 点+20 点=100 点満点】

(3) 順位について

① 選考委員ごとに合計点に基づく提案者の順位を決定し、順位点を算出する。ただし、評価中に「E」がある場合は、当該提案者については、選外と取り扱うものとし、次の②から除外します。

② 順位点は次のとおり。

一次審査	1 位…5 点、2 位…4 点、3 位…3 点、4 位…2 点、5 位…1 点、6 位以降…0 点
二次審査	1 位…5 点、2 位…4 点、3 位…3 点、4 位…2 点、5 位…1 点

③ 選考委員全員の順位点の合計点に基づき、一次審査及び二次審査における提案者順位を決定する。

(4) 順位点と同じであった場合の取り扱い（一次審査及び二次審査共通）

次のとおり上位者を決定します。

- ① 評価基準表中の「企画提案」の合計点が高い者
- ② ①が同じであった場合、評価基準表中の「提案者の適格性」の合計点が高い者
- ③ ②が同じであった場合、提出された見積金額の低い者

【別記１】評価基準表（一次審査・二次審査共通 80 点満点）

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
提案者の適格性	業務実績	<u>類似事業の実績は十分か</u> ・同種業務の件数等が十分であるか。	15
	業務実施体制	<u>業務を遂行する上での実施体制は十分か</u> ・事業者の姿勢は適切か。 ・業務を円滑に遂行できる体制・経営基盤が確立されているか。	
	担当者実績	<u>類似事業の実績は十分か</u> ・担当者ごとの責任範囲が明確か。 ・法令や関係機関との協議等、専門知識や経験を有した者が適切に配置されているか。	
企画提案	提案課題 A	<u>業務全般に対する考え方は適切か</u> ・実施スケジュールは具体的か。 ・電力使用量、CO2 排出量の削減効果は明確か。 ・提案の独自性、優位性はあるか。 ・周辺環境やリサイクルへの配慮はあるか。	15
	提案課題 B	<u>市内業者の活用方法は具体的か</u> ・市内工事業者の活用方策は具体的に示されているか。 ・本市内への経済波及効果が示されているか。	20
	提案課題 C	<u>緊急時等の対応手法は具体的か</u> ・不具合が発生した場合の察知方法が示されているか。 ・不具合が発生した場合の対応手法、標準復旧日数等が示されているか。	20
見積書	見積金額の妥当性	<u>見積額について相対的に評価する。</u> 【配点 10 点×（全体の見積額のうち最低額/当該見積額）】（小数点以下第 1 位を四捨五入）	10
合 計			80

【別記２】評価基準表（二次審査追加分 20 点満点）

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
担当者の評価	プレゼンテーション	説明が明快で、業務への取り組み姿勢が強く感じられるか	10
	ヒアリング	質問に対する回答が明快で、当事業に対する技量が確かなものか	10
合 計			20